

総社市告示第19号

総社市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成21年総社市告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。）を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(補助金の交付決定)<br/>第6条 略<br/>2 略<br/>3 <u>市長は、第1項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。</u></p> <p>(取引上の開示)<br/>第12条 略<br/><u>(利子補給制度の利用対象証明書発行申請)</u><br/>第13条 <u>利子補給制度を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書を第5条に規定する申請書に添付し、市長に提出しなければならない。</u><br/><u>(利子補給制度の利用対象証明)</u><br/>第14条 <u>市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めたときは、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（申請者用）及び【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（金融機関提出用）をもって、当該利用者に証明するものとする。</u><br/><u>(利子補給制度の利用対象証明の取り消し)</u><br/>第15条 <u>市長は、前条に規定する証明後に、第8条第1項第3号の申請に</u></p> | <p>(補助金の交付決定)<br/>第6条 略<br/>2 略</p> <p>(取引上の開示)<br/>第12条 略</p> |

改正後

係る中止又は廃止の承認をしたときは、利用者に【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明取消通知書を交付し、前条の証明を取り消すものとする。

2 前項の規定による通知を受けた利用者は、速やかにこれを利子補給制度の取扱金融機関（以下「金融機関」という。）に報告しなければならない。

3 利用者は、利子補給制度を辞退するとき又は金融機関の審査に通らなかったときは、辞退又は金融機関の審査に通らなかった旨の通知の発行を金融機関に依頼し、第8条第1項第1号又は第2号の申請書にこれを添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、第8条第2項に規定する通知書により、当該利用者に通知するものとする。

（その他）

第16条 略

別表第1（第2条，第4条，第6条関係）

| 既存木造住宅の性能 |          |                 | 耐震基準         | 補助対象経費   | 補助額等  |
|-----------|----------|-----------------|--------------|--|---|
| 耐震改修工事    | 耐震診断     | 上部構造評点が1.0未満のもの | 上部構造評点が1.0以上 | 耐震改修工事に要する費用（住宅の延べ床面積に対して34,100円／m <sup>2</sup> を限度とする。） | 利子補給制度を利用しない場合 補助対象経費の2分の1以内（一住宅につき50万円を限度とする。）<br>利子補給制度を利用する場合 補助対象経費の4分の1以内（一住宅につき25万円を限度とする。） |
|           | 既存住宅性能評価 | 耐震等級が1に満たないもの   | 耐震等級が1以上     |  |   |

改正前

（その他）

第13条 略

別表第1（第2条，第4条，第6条関係）

| 既存木造住宅の性能 |          |                 | 耐震基準         | 補助対象経費   | 補助額等                             |
|-----------|----------|-----------------|--------------|--|----------------------------------|
| 耐震改修工事    | 耐震診断     | 上部構造評点が1.0未満のもの | 上部構造評点が1.0以上 | 耐震改修工事に要する費用（住宅の延べ床面積に対して34,100円／m <sup>2</sup> を限度とする。） | 補助対象経費の2分の1以内（一住宅につき50万円を限度とする。） |
|           | 既存住宅性能評価 | 耐震等級が1に満たないもの   | 耐震等級が1以上     |  |                                  |

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。